

○玄海町奨学資金貸付条例・規則○

この制度は、経済的理由により修学が困難な学生に学費を貸し付けることにより、有用な人材を育成することを目的としています。制度の適正な運用を図るため、貸付または償還に関わる内容に変更が生じた場合は、手続きが必要ですので再度この制度の趣旨を理解していただきたいと思います。玄海町奨学資金は、条例・規則が下記のように定められていますので、それぞれの規定を遵守し、手続き等を行ってください。

各種様式の届出書は、教育委員会にありますので担当者までご連絡下さい。

連絡の際は、氏名・現在貸付中か償還中かを申し出て下さい。届出書は直接取りに来られるか、連絡をいただければ郵送いたします。

ただし、届出書を提出される場合は、詳しく内容をお伺いしますので、直接教育委員会まで書類をご持参下さい。

また、奨学資金に関する書類は、奨学資金貸付金の償還が完了するまで、必ず大事に保管して下さい。

1. 貸付けの休・廃止

奨学生が次に該当するときは、奨学資金の貸付けを一時休止し、又は廃止します。

- ①休学したときは、その休学期間
- ②死亡したとき。
- ③中途退学したとき。
- ④負傷、疾病などのため修学の見込みがないとき。
- ⑤学業成績が著しく不良となったとき。
- ⑥貸付け辞退の申し出があったとき。
- ⑦保護者が玄海町に居住しなくなったとき。
- ⑧その他奨学生として適当でないと認められるとき。

※上記により奨学資金の貸付けを休止・廃止したときは、教育委員会より奨学資金貸付休止・廃止通知書（様式第14号）を奨学生（保護者）、又は保証人に通知します。

2. 貸付決定の変更

貸付申し込み後、教育委員会からの奨学資金貸付決定通知（様式第3号）の内容に変更が生じましたら、奨学資金貸付変更（学校・期間・金額）申込書（様式第15号）を提出して下さい。変更内容を審査し、適当であれば奨学資金貸付変更決定通知書（様式第16号）を送付します。

3. 異動の届出

奨学資金の貸付けが開始してから償還が完了する間に、奨学生が次に該当するときは各届出書を提出して下さい。

なお、退学したとき、奨学資金貸付けの廃止・辞退の場合は、各届出書と同時に奨学資金返還明細書を添えて提出して下さい。

- ①休学、復学、転入又は退学したとき。（様式第6号、第7号、第8号）
- ②就職したとき。（様式第9号）
- ③本人又は保証人の氏名、住所若しくは職業の変更があったとき。（様式第10号）
- ④奨学資金の貸付けを辞退するとき。（様式第11号）
- ⑤保証人が死亡や破産、町外へ転出、その他保証人として適当でない理由が生じ、保証人を変更したとき。（様式第12号）
- ⑥奨学生が死亡したとき。（様式第13号）戸籍抄本添付のこと。

4. 保証人

保証人2名のうち1名は奨学生の保護者で、そのほかの1名は、佐賀県内の生計を別にする世帯の成人でなければいけません。保証人は、奨学資金貸付金償還完了となるまでの期間、奨学生と連帯して債務を負担しなければいけません。

5. 学業成績証明書の提出

奨学生は、毎学年の学業成績証明書を教育委員会が定める期日までに必ず提出して下さい。

6. 奨学資金の返還

奨学資金の貸付期間が満了した人は、下記の要領で貸付額の全額を月賦・半年賦・年賦で均等に返還して下さい。貸付満了になりましたら、教育委員会から返還開始の通知をしますので同封された返還明細書等を提出して下さい。

なお、下記以外の貸付期間の場合、返還期間が異なりますので、詳しくは教育課までお問い合わせください。

	貸付年数	据置期間	返還期間	例) 月賦の場合
○高 校	3年	1 年	6年以内	毎月 10,000円
○専門学校	2年	1 年	6年以内	毎月 20,000円
○短期大学	2年	1 年	6年以内	毎月 20,000円
○大 学	4年	2 年	12年以内	毎月 20,000円
○大 学 院	2年	2 年	6年以内	毎月 20,000円

※貸付けが廃止された場合の返還期間は次のとおりです。(据置期間なし)

- ① 貸付期間が2年以上のとき 上記に定める返還期間
- ② // 1年以上2年未満 6年以内
- ③ // 1年未満のとき 3年以内

7. 返還の猶予

奨学資金の返還を猶予できる場合は、次に該当する場合となっています。奨学資金返還猶予申請書(様式第19号)にその理由を証明することのできる書類を添付して提出してください。

- ① 専門学校、大学及び大学院又はこれと同等の学校に在学するとき。(進学)
- ② 災害、負傷又は 疾病その他止むを得ない理由により返還が困難となったとき。
ただし、このときの返還猶予期間は1年以内とし、更にその理由が継続するときは、申し出により引き続き1年ずつ延長することができます。

8. 返還の免除

奨学資金の返還の免除を受けることができる場合は、次に該当する場合となっています。奨学資金返還免除申請書(様式第20号)に、必要書類を添付して提出して下さい。

- ① 死亡したとき 戸籍抄本を添付
- ② 負傷、疾病 医師の診断書等その状況を証明する書類を添付
- ③ その他特別の理由により貸付金の返還が困難と認められるとき
. 証明等が可能な書類を添付

※詳しくは、玄海町教育委員会 教育課 へお問い合わせ下さい。

〒847-1422

佐賀県東松浦郡玄海町新田1809-6
玄海みらい学園内 2階

玄海町教育委員会 教育課

TEL 0955-80-0233

FAX 0955-80-0235

E-mail kyouiku@town.genkai.lg.jp